

陳 情 文 書 表

〔陳情第 13号〕

高校生等医療費助成に係る所得制限の早期撤廃実現に関する陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和5年4月5日  
(西暦2023年)

陳情代表者	住 所	小金井市本町 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
	氏 名	佐藤鉄士 ●
	連 絡 先	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日		令 和 5 年 4 月 5 日 12:25				
	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
主任 			/				

令和5年4月5日  
(西暦2023年)

小金井市議会議長

氏名 佐藤 鉄 士  
住所 小金井市本町  
連絡先

高校生等医療費助成に係る所得制限の早期撤廃実現に関する陳情書

1 陳情要旨

高校生及び中学生に係る医療費助成に係る「所得制限の早期撤廃」の要請

2 陳情理由

(1) 「都民格差」の解消及び行政サービス品質の大幅改善

- ① 東京23区と比較しても、小金井市の医療費助成制度は大幅に見劣りしており、いわゆる「都民格差」が生じている（参考記事2023年3月31日付「週刊ダイヤモンドonline」<https://diamond.jp/articles/-/320426>）。記事の中でも「23区に比べて、助成内容が劣る地域で暮らしている人のなかには、不満を感じている人もいる」と指摘されており、この点に対する市民の関心度は極めて高い。
- ② 所得制限の設定により医療費助成を受けられない世帯にとっても、物価高騰の波は同様に押し寄せている。医療費助成を受けている市民だけでなく医療費助成を受けられない市民の日々の生活を、物価高騰は少しずつ窮屈にしている。このような状況を踏まえると、所得制限の撤廃は、所得制限があることにより医療費助成を受けられない市民にとって大きな意義がある。市民の日々の生活費の改善に直接的かつ即時的に寄与する本政策を実現することで、行政サービスの大幅な品質改善を実現して頂きたい。

(2) 魅力ある小金井市行政実現

- ① 都民格差の存在により、他の行政地域と比較した小金井市の魅力は相対的に下がってきている。これを放置することで市へのロイヤルティの低下を招き、市民税の流出（ふるさと納税の利用）が助長され、さらには住民（人口）の流出が起きかねない状況になるのではないかと危惧する。
- ② 公明党小林正樹議員が「質疑の中で新市長からも改めて10月の所得制限撤廃も確認」をして頂いている（令和5年2月20日発行「市議会だより」P.2記載）。ぜひ一日も早く（遅くとも白井亨市長が約束してくれた2023年10月までに）小金井市の医療費助成の所得制限を撤廃して頂き、市役所及び市議会の総力を上げて、魅力ある小金井市行政を実現して頂きたい。

陳 情 文 書 表

5陳情第 14 号

技術的に懸念のある構造物を公共の建物  
に使用しないことを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和~~2022~~<sup>5</sup>年 4月 27日  
(西暦 2023)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	佐久間昌乙 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	( [REDACTED] )

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( )

(宛先) 小金井市議会議長

印	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日		令 和 5 年 4 月 27 日		11/17		
主 任	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
			/				

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和5年4月27日

佐久間 昌己

小金井市緑町

件名 技術的に懸念のある構造物を公共の建物に使わないことを求める陳情書

技術論文

免震建物と耐震建物の連結制震に関する研究 その1 最適設計理論の適用性の検証  
平成25年度 日本大学理工学部 学術講演会論文集  
大館龍平、古橋剛、押山育未、高林正和、井上啓道  
によると

(複数の建物をダンパーで連結する手法は) 耐震性能が高い免震建物に適用した場合に、その性能に与える影響を検証した研究はなされていない。  
と記されています。

これによれば著者らは、高性能な免震耐震連結構造は技術的に未踏な分野であるとし、本論文において解析法を提案しており、これによればこのような場合、免震建物の性能が悪化する可能性があるとし、その上で改善法についての検討を行っております。

これに対し、当該概念に当てはまる新庁舎計画案は、いかなる解析法を用いて設計されているのか、また、挙動のシミュレーション結果など、技術資料の開示を求めたところ、それらは出せないということでした。

さらに、著者らが提案する改善法を吟味したかという問いにも不明ということでした。

したがって、現状の新庁舎免震耐震連結構造は客観的に検証されえない状況にあり、また、技術的に未踏なものを含んでいる可能性があり、さらには論文等で指摘されているような問題点を検証していない甚だ不徹底な作業の産物と推定されます。

部局によれば、当該構造物は建築基準法による構造検討により、その安全性は担保されているとしていますが、あらゆる基準に合格していた福島原発が水素爆発を起こした原因は「ジルコニウム-水反応」という既出の論文を看過もしくは無視したことによるものです。

つきましては科学的な懸念を丁寧に検証していないと思われる新庁舎免震耐震連結構造の蛮勇的な採用を止めるよう求めます。

陳 情 文 書 表

5 陳情第 15 号

障害者支援施設を小金井市内に作ることを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5 年 5 月 9 日  
(西暦 )

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	小金井市をつなぐ親の会 畑 佐枝子 印 ほか 人  (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	畑 佐枝子
	連 絡 先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

受付	第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
	受 理 年 月 日			令 和 5 年 5 月 9 日		13:50	
主任	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
			/				

小金井市議会 議長 鈴木成夫様

令和5年5月9日  
小金井市手をつなぐ親の会  
畑佐枝子  
小金井市東町

## 障害者支援施設を小金井市内に作ることを求める陳情書

### 【陳情要旨】

厚生労働省が平成28年に実施した『生活のしづらさなどに関する調査』によると、65歳未満の知的障がい者の92パーセントの方が親御さんと同居しているというデータが出されていますが、小金井市も例外ではありません。同調査で精神障がい者では67.8パーセント、身体障がい者は48.6パーセントでした。(令和4年実施の調査結果は令和5年度中に発表の予定)

現在、小金井市に居住する障害者は、ご本人も介護するご家族も高齢化が進んでおり、日中通所することが負担になってきている方が増えてきていますし、介護しているご家族の中には介護することに限界を感じている方も増えてきました。

しかし、施設入所の希望を申し出ると遠方への入所をすすめられてしまうことから、申し出られない方がいます。

都内では、自宅での介護が受けられなくなった障害のある方が遠方の共同生活援助施設に入所された事例を多く聞き、ご家族の身を割かれる切実な思いを伺ったこともあります。ご本人の障害特性により長距離の移動が困難なため、お盆やお正月に実家に帰ることができない、ご家族の体調等により施設に会いに行くことができず、今生の別れとなった事例もあります。

市内には市民が優先的に入所できる施設がなく、他自治体や都外の入所施設を探すことに大変な労力を要しております。近隣市を探しても自治体の市民が優先でなかなか入所施設は見つかりません。

高齢の親御さんが重度の障がいをもった子どもと、一生涯を自宅で同居することは大変なことです。また、親が病気で倒れたり亡くなったりした後のことを考えると、心配で心が休まることはありません。

小金井市民にこのような辛い思いをさせることにならないようにしてください。

また、特別支援学校卒業後の重度知的障がい者の日中活動の場も不足している現状で、毎年事業所を探すのに苦労しています。

障害のある方が、ご家族と同居しなくなっても、生まれ育った地域で、いつでもご家族と会うことができる場所に住んで、知っている人たちに囲まれて安心して暮らしていくことができるように、環境の整備をしていただきたく、以下を陳情いたします。

ご理解の上採択いただきますよう、お願い申し上げます。

**【陳情事項】**

◎障害者支援施設を小金井市内に作ってください。

陳 情 文 書 表

5 陳情第16号

市民の手による緑化環境保全推進のための草花類管理  
の手引きを作成し、その告知に努めることを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和5年5月19日  
(西暦2023)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]				
	氏 名	佐久間 昌己				印 ほか 人
	<small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>					
	連 絡 先	[REDACTED]				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	( ) -				

(宛先) 小金井市議会議長

主任  渡辺	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日		平成 <del>31</del> 令和5年 5月 19日 17:00				
	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
				/			

小金井市議会議長 宮下 誠様

令和5年5月19日

佐久間 昌己

小金井市緑町 ■■■■■

件名 市民の手による緑化環境保全推進のため草木類管理の手引きを作成し、  
その告知に努めることを求める陳情書

以下のリンクは最近よく見かけるナガミヒナゲシという外来植物駆除に対する川越市における注意喚起のページです。

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kurashi/kankyo/sonohokakankyo/nagami.html>

「ナガミヒナゲシにご注意ください 川越市」

この植物について詳細を見ると「種が爆発的にできる」「毒性のアルカロイドを持つ」「他の植物に対しての忌避物質を出す」等の記述があり、なかなかのつびきならない外来植物であることがうかがわれます。

しかしながら、実物を見ると、雑草として抜いてしまうには惜しいような可憐な赤い花をつけます。

なので、前段のような知識が無ければ、多くの場合、その存在は看過され、従来種への影響を放置してしまうことになると考えられます。

ちなみに、小金井市のホームページにはナガミヒナゲシについての記述はありません。

ところで、今般、小金井市緑地保全及び緑化推進条例の一部が改正され、200㎡以上の民有地においては一定の緑地を確保するべきであるというようになりました。

これはとりもなおさず普通のお宅においても草木類の管理を行って下さいということであり、実質的に市民による草刈り・剪定等の作業量を増大させるものです。

もちろん温暖化問題に対する処置として、この条例改正は時宜を得たものであり、負担が増えるからと言って、これに異を唱える市民が、それほど多くおられるとは思いません。

しかしながら、緑を増やせとの一片の通達だけでは、前段のような問題について、市民の多くは対応できないと思われれます。

ナガミヒナゲシ以外にも排除を推奨される外来種は数多くあります。

また、草刈り・剪定の際には、スズメバチ、チャドクガなど生命の危険を招く物や、ガスパ管・アース線などの切断、脚立からの転落、さらには刈り取った後の草木類の回収法など注意すべき点多々あります。

つきましては小金井市における市民の手による安全かつ統制の取れた緑化事業を推進するために、草木類管理に係る必要な情報を記載した手引書の作成を行い、その告知に努めることを求めます。

陳 情 文 書 表

5 陳情第17号

...全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5年 5月29日  
(西暦2023年)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	北川 勝美  ほか2人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	北川智子
	連 絡 先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情	第2ガイド 陳情	保 存 年 限 5 年				
受 理 年 月 日	令 和 5 年 5 月 29 日 12:35					
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
		/				

令和5年5月29日  
(西暦2023年)

(宛先) 小金井市議会議長

氏名 北川勝美  
住所 小金井市東町

連絡先

## 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情書

平素より、住民の安心・安全な暮らし、そして幸せのため、議会運営にご尽力をいただき心より感謝申し上げます。さて、以下のとおり要望いたしますので、何卒お取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

### 《 陳情要旨 》

- 1 憲法違反の疑いが強い、「世界平和統一家庭連合との関係断絶」などの議決を行わないようにしてください。
- 2 議会決議等により、世界平和統一家庭連合の信者やその子らが、地域社会において不当な差別を受けることのないよう、配慮してください。

### 《 陳情理由 》

#### 1 要旨1について

全国靈感商法対策弁護士連絡会（以下「全国弁連」といいます。）が、令和5年3月18日、「政治家の皆様へ統一教会との関係断絶を求める声明」（以下「本件声明」といいます。）を公表し、声明文を全国の1788自治体に送付したと発表しました。本件声明は、貴議会にも届いていると思われまます。

本件声明には、4つの趣旨（以下「本件趣旨」といいます。）が掲載されていますが、本件趣旨に基づく決議（以下「本件決議」といいます。）がなされれば、後述のとおり、いずれも国連宣言に違反し（下記3参照）、憲法違反となる恐れが大いにあります（下記4参照）。

#### 2 要旨2について

世界平和統一家庭連合（旧統一教会。以下「家庭連合」という。）の信者及びその子らは、マスコミによる昨今の過激な報道等により、多大なストレスを受けています。特に、信者の子らの中には、自らの自由意思により家庭連合に在籍する者も数多くおり、その2世達のストレスは著しいものといえます。

仮に、貴議会において、十分な法的根拠や事実認定根拠もなく、家庭連合やその信者を批判することにつながるような決議等が行われれば、地域社会において、彼らが不当な差別を受けるなど、さらなるストレスが生じるおそれがあります。

そのような行為は、地方自治の本旨（憲法92条）たる住民自治に反するのみならず、住民の福祉の増進（地方自治法1条の2）に反することで、違憲違法のおそれがあるものといえます。

### 3 本件声明が国連宣言に違反すること

宗教または信条に基づくすべての不寛容および差別の撤廃に関する国連宣言（1981年国連総会採択）より

国連では、宗教及び信念に基づくすべての不寛容及び差別の撤廃に関する宣言を採択しています。そこには、すべての国は「宗教及び信念の自由についての理解、寛容及び尊重を促進すること」を必要不可欠とし、「宗教又は信念を理由とする差別を阻止し、それと闘うこと」「必要なあらゆる措置をとること」を決意したと述べられています。

全国弁連の声明は、日本社会において特定宗教に対する差別及び不寛容を助長するものであり、家庭連合の信仰をもった住民に対する不安と偏見を煽り、地域社会から排除するよう政治家に働きかけるものです。国と地方自治体、地方議会においては、宗教への不寛容を防止するあらゆる措置をとるべきです。

### 4 本件声明（全国弁連声明の4つの趣旨）が憲法違反となること

#### (1) 本件趣旨1について

本件趣旨1は、家庭連合による被害を根絶するために、正体を隠した違法な伝道活動や靈感商法による被害、家族被害、二世被害を防止・救済する実効性ある施策を実現・実施されたいというものです。

しかし家庭連合は、少なくとも現在は、正体を隠した違法な伝道活動や靈感商法を行っておらず、家族被害や二世被害があるという具体的な根拠も示されていません。

そのような中、特定の宗教を名指しし、若しくはその活動を委縮させるような決議を行うことは、地域内の信者らの思想・良心の自由（憲法第19条）、信教の自由（憲法第20条1項）に対する侵害となり、憲法違反となることは明白です。

#### (2) 本件趣旨2及び3について

本件趣旨2は、政治家に対し、「家庭連合との関係断絶」をお願いするというものです。同3は、かかる関係断絶を明らかにするため、議会に対し、関係を断絶する議決を求めるというものです。

しかし、政治家がいかなる住民と関係を持つかは、同政治家の思想信条の自由（憲法19条）により決せられるべきであり、特定の団体により禁止を求められるような性質のものではありません。仮に、議会がそのような内容の決議を行えば、地域内の信者らの憲法第19条の思想・良心の自由、憲法第20条1項の信教の自由に対する侵害となることはもとより、住民の請願権（憲法16条）や参政権（憲法15条1項）、議員の思想信条の自由及び政治活動の自由（憲法21条1項）を著しく侵害するのであり、憲法違反となることは明白です。

#### (3) 本件趣旨4について

本件趣旨4は、貴議会議員全員に対し、家庭連合及び関連団体との関係の有無を調査し、関係があった場合にはその経緯や事実等を調査・公表することを求めるものです。

政治家がいかなる住民と関係を持つかは、同政治家の思想信条の自由及び政治活動の自由により決せられるべきであり、特に特定の宗教団体との関係について調査・公表することは、信教の自由を侵害し、憲法違反となることは明白です。

#### 4) 全国弁連の政治的偏向性について

本件声明を提出した全国弁連は、スパイ防止法の制定阻止を目的として設立された、特定の政治的主張を持つ弁護士らにより構成される団体であり、その代表世話人弁護士らは、いずれも日本共産党、旧社会党など、特定の左派系政党と関係の深い人物です。

特に、代表世話人の1人である郷路征記弁護士は、家庭連合の会員らを違法に拉致監禁し、強制改宗を行った者たちと結託し、脱会した元会員らを原告として家庭連合を訴える民事訴訟を多数提起してきました。

そのような団体の意向に沿うことは、地方議会の政治的中立性（憲法15条2項）を害するのみならず、間接的に特定人の経済的利益に与するものであり、断じて容認できません。

#### 5) 訴訟の可能性があること

以上の理由から、貴議会が本件決議を行った場合には、本件決議が憲法違反となるおそれがあることはもとより、本件決議の決議者が憲法順守義務（憲法9.9条）に違反するおそれがあります。

そのような場合は、当該決議に対する取消訴訟及び国家賠償請求訴訟を行う可能性があることを申し伝えておきます。

以上



小金井市議会議員 宮下 誠 様

令和5年5月29日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 議会において新庁舎設計案の見直しの決議を行うことを求める陳情書

先般の全員協議会（令和5年5月18日）において、市長より「現設計案はベストではない」との発言があり、これには驚きました。

また、現設計案に賛成の方の中においても「ベストではない」との意見をお持ちの方が、2、3人おられたことには再度驚きました。

およそ市民から見たら、本設計案は市議時代の市長を含め皆様でお作りになった作品であり、3億円にも上る予算をお預けした上で、市民一同、心待ちにしていたものです。

ところができあがってみたらその当事者らが自らベストの物ではないと言い放つのは、どのような無責任集団がここにおられるのか驚天動地の心境です。

自分がなした仕事がベストでないとの自覚があるなら、真摯に謝罪し、やり直しを乞うのが、大人の社会人というものなのに、ベストでもない仕事をしておいて、それでも突っ切ろうとは、仕事に対する皆様方の良心はどこにいったのだろうと暗澹たる気持ちになってしまいます。

実際の話、コロナや前市長の突然の辞任で生じた混乱による遅延や24億円もの予算の膨張は、前市長が唱導していたことがとうに崩れ去ったことを意味し、あたかもゾンビがそこに転がっているようなものです。

従って、ことここに至って現設計案に賛成の方ですらベストではないと仰るのは至極ごもつともなことであり、なにかに操をたてるかのごとく、この設計にこだわる意味はまったく無いと思われます。

逆に、議会の意思は、当初から反対しておられた方々を含めれば「この設計がベストではない」との一点においては合意が形成されうる状況にあります。

つきまして、市民に対して「ベストではない物」を提供することなどありえないとの良心に立ち返り、新庁舎の現設計案の見直しの決議を議会としてすることを求めます。

陳 情 文 書 表

5 陳情第 19 号

小金井市消防団第一分団における出動手当不正請求事件  
 について、全容解明と責任の所在の明確化を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5 年 5 月 29 日  
 (西暦 2023)

陳情代表者	住 所	小金井市豊井南所 [REDACTED]
	氏 名	萩井 豊  ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)          (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	( [REDACTED] )

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

主 任	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日		令 和 5 年 5 月 29 日		16:45		
主 任	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
							

小金井市議会議員 宮下 誠 様

令和5(2023)年 5月 29日

松井 豊

小金井市貫井南町

件名: 小金井市消防団第一分団における出勤手当不正請求事件について、  
全容解明と責任の所在の明確化を求める陳情書

小金井市消防団第一分団の一部団員による出勤手当不正請求事件が、新聞各紙で大きく報道されました。

小金井市消防団の皆様には、生業を持つかわら、日夜献身的にその職務に取り組んでいただいております。まさに、地域防災の要である「究極のボランティア」であり、一市民として改めて感謝の意を表します。

今般の第一分団の一部団員による事件は、出勤記録に虚偽記載を行うことで、実際には出勤していない日の出勤手当を市に請求するという内容であり、長い歴史と伝統、非常に高い災害対応技術を有する小金井市消防団への市民の信頼を根底から揺るがすものです。また、この事件は、誠実に職務に励んでいる他の分団、他の団員への影響が避けられず、多大な迷惑をかける行為でもあります。

信頼の回復のためには、事件を密室でうやむやに処理するのではなく、厳正に調査、対処することが必要です。その観点から、以下の各項を陳情いたします。

- 1/行政と市議会の双方において、出勤手当不正請求事件の全容解明を進め、市報及び市役所ホームページなどにおいて市民に経過と結果(動機、方法、使途、被害額、返還状況、刑事告発や懲戒処分などの対応、再発防止策など)を詳しく報告すること。
- 2/不正請求の実行犯である団員はもとより、不正請求につながる行為をおこなった団員、不正を黙認してきた団員などに対し懲戒処分を科して、その責任を厳しく問うべきとの議会意思を示すこと。
- 3/不正請求の実行犯である団員、不正請求につながる言動をおこなった団員、不正を黙認してきた団員の中に市議会議員が含まれる場合、まさに言語道断の事態であり、辞職勧告決議など一定の決議を行い、議会としての自浄能力を示すこと。

以上

陳 情 文 書 表

5 陳情第 20 号

齢

福祉的視点から高齢者施策の充実を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 5 月 30 日  
(西暦 2023)

陳情代表者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]					
	氏 名	新日本婦人の会 小金井支部 支部長 小 泉 久子 [REDACTED] 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>					
	連 絡 先	([REDACTED])					

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所						
	氏 名						
	連 絡 先	()					

(宛先) 小金井市議会議長

主任	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
渡辺	受 理 年 月 日		令 和 5 年 5 月 30 日 14:00				
主任	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
齊根	齊根	齊根	山崎	西村	明加藤	[REDACTED]	[REDACTED]

2023年5月30日

小金井市議会  
議長 宮下 誠 様

小金井市本町  
新日本婦人の会 小金井支部  
支部長 小泉 久子

### 福祉的視点から高齢者施策の充実を求める陳情書

私たちは2024年度に予定されている介護保険制度改定について、その内容が利用者にとって、利用料の負担増、サービス低下、事業者にとって経営難等に繋がる恐れがあることを大変危惧しています。

私たちが2023年3月に行った会員・読者アンケートにおいても、保険料や利用料の大巾負担増、サービス低下が懸念されることに困っている声、不安や心配の声等が多数上げられました。

さらに老々家族介護の実態や、若年世代からは介護離職等による経済的不安、世代を超えての女性の負担増など、困難に直面している実態や、きめ細かな支援の必要性を訴える切実な声が多数寄せられました。

介護保険制度は国が制度設計を行いますが、実施主体は市町村ですので、小金井市においても横出しサービス、上乘せサービスの提供ができる事になっています。

高齢者が安心して必要な介護サービスを受け、健康で、その人らしく尊厳を保ちながら生活出来るよう、福祉的視点からも、利用者本位の高齢者支援施策の充実を求めます。

#### 陳情項目

1. 介護保険料の値上げは行わないこと。見直しにあたっては、低所得者への負担を軽減すること。
2. 現在の訪問介護の時間は40分で、必要とする介護が受けられなくなる場合があります。介護時間を10分でも20分でも延長できる市独自の介護サービスを創設すること。
3. 通院介助のとき院内での介助も含め安心して医療を受けられるようにする事。
4. 国に対し、高齢者が安心して介護を受けられるようにするため、財政的な支援を増やすことを求めること。

以 上

陳 情 文 書 表

5 陳情第 21 号

団への意見書を提出するの求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 5 月 30 日  
(西暦 2023)

陳情代表者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	新日本婦人の会 小金井支部 支部長 小 泉 久子 [REDACTED] 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	( [REDACTED] )

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( )

(宛先) 小金井市議会議長

主任	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日		令 和 5 年 5 月 30 日		14:10		
主任	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
			/				

## 国への意見書を提出するよう求める陳情書

2023年5月30日

新日本婦人の会小金井支部

支部長 小泉 久子

小金井市本町

介護保険制度は、2000年施行23年たちました。必要なサービスを利用できない実態が広がっています。家族介護の介護離職も止まりません。また介護事業所では深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとで経営難が続き、コロナ禍で事態をいっそう加速させました。2024年は介護保険制度の見直しの年です。利用料、自己負担原則1割から2割、3割負担の対象者拡大、要介護1、2のサービス削減、ケアプラン作成の利用者負担導入、補助杖など福祉用具が、貸与から購入へ、負担増と給付削減の提案が目白押しです。利用者と事業者双方による更なる矛盾、困難を押し付けるものです。

介護従事者の処遇改善が開始されています。しかし全産業平均給与との差は程遠い水準でありケアマネージャー、訪問看護師、福祉用具相談員など対象外から外され職場に混乱を持ち込む内容です。政府のテクノロジー機器の導入と引き換えに、職員の配置基準を大幅に引き下げようとしています。行き届いた介護を実現するために、介護報酬を引き上げ、介護従事者の人員配置基準の引き上げこそ求められています。新日本婦人の会小金井支部の「介護保険アンケート」調査は「介護保険料を払っていてもサービスが受けられない」「保険料値上げが心配。利用料が2割、3割となったら払えない」など記入されています。独居が当たり前になった今、どんな立場であれ誰でも安心して暮らせるようにする事です。利用者、介護事業所、従事者が直面している困窮を早急に打開し、介護保険制度を見直すことこそ急がれています。経済的な心配をせず、必要な時に必要なサービスを利用、提供できる制度を国への意見書を提出して下さい。

### 【 陳情項目 】

- 1、介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げ、介護保険料、利用料、食費・居住費などの国民負担の負担の軽減を図ること。
- 2、介護保険の自己負担を原則2割負担にしないこと。また、2割負担、3割負担となる対象者の拡大をしないこと。
- 3、要介護1・2の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行しないこと。
- 4、ケアマネジメントの利用者負担導入(ケアプラン作成の有料化)をしないこと。
- 5、介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院の多床室(相部屋)室料負担を新設せず、低年金(国民年金)で入所できるようにすること。
- 6、福祉用具貸与制度を買い取り制度に変更しないこと。

以上各項目を国への意見書にて提出して下さい。

議事録	議事事務局		保存 永・長・10(5)3・1		取受番号	
	5年6月5日		第1ガイド		第2ガイド	
主任	係	主任	係長	次長	局長	委員長
議事録	高橋	山浦	西村	明加藤		議長

令和 5年 6月 5日  
(西暦 2023)

小金井市議会議長

高橋 誠

様



陳情者 住所 小金井市 [Redacted]  
氏名 新日本婦人の会  
小金井支部

陳情書の訂正について 支部長 小泉 久子 [Redacted]

令和 年 5月 30日付けで提出した陳情書について、都合により下記のとおり  
(西暦 2023)

訂正したいので申し出ます。

記

1 陳情件名

5陳情第 2/号

2 訂正箇所

陳情文書表陳情の要旨中

国への意見書を提出するよう求める陳情書

訂正前	訂正後
件名 国への意見書を提出するよう 求める陳情書	国へ介護保険制度の意見書 を提出するよう求める陳情 書

陳 情 文 書 表

5 陳情第 22号

公益通報者保護法の趣旨に添い、あらゆる通報者情報暴露  
 リスクから通報者を守ることを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5 年 5 月 31 日  
 (西暦 2023)

陳 情 代 表 者	住 所	小・金井市東所 [REDACTED]
	氏 名	大之保重昭 <span style="float: right;">ほか 人</span> <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	( [REDACTED] )

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日			令 和 5 年 5 月 31 日 17:08				
受 付		担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
主 任		[REDACTED]	[REDACTED]	[山浦]	[西村]	[明加藤]	[宮下]
				[渡辺]	[渡辺]	[高橋]	[REDACTED]

小金井市議会議長 宮下 誠様

令和5年5月31日  
小金井市東町 [REDACTED]  
大久保重昭

件名 公益通報者保護法の趣旨に添い、あらゆる通報者情報暴露リスクから  
通報者を守ることを求める陳情書

平成18年4月に施行した公益通報者保護法が改正され、令和4年6月1日から改正法が施行されています。

その様な折、今般、小金井市において消防団第一分団における出勤手当不正請求事件が起こり、この情報は公益通報によってもたらされたと聞き及んでおります。

公益通報者保護法の眼目は、以下の白井市長のブログにもあるように

「公益通報の鍵は、通報者の身の安全です。不当な扱いを受けることがあってはこの公益通報の機能が不全となります」<https://ameblo.jp/toru-ga-toru/entry-12748439739.html>

であり、まかり間違っても、通報された側による犯人捜しのような行為があってはなりません。

従って、もし調査委員会のようなものを立ち上げる際には、通報された側に属する人物の委員採用などもってのほかであり、また、通報された側に対しては通報者を特定するような行動は厳に慎むよう一定の説諭なども必要であると考えます。

つきまして、今次の消防団第一分団における出勤手当不正請求事件においては、公益通報者保護法の趣旨を厳に遵守し、通報者の保護に完璧をきし、真相解明に際し、通報者がリスクフリーに発言できるよう万全の態勢で臨むことを求めます。